

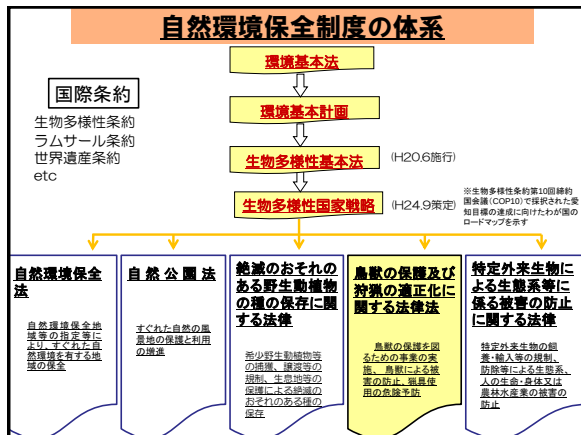
特定鳥獣保護管理計画制度の概要

平成24年12月12日
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室
千葉康人

本日の主な内容

- 鳥獣行政の現状
- 特定鳥獣保護管理計画制度の概要
- その他
 - ① 広域的な取組
 - ② 被害対策（鳥獣被害防止特措法）
 - ③ 今後に向けて

2



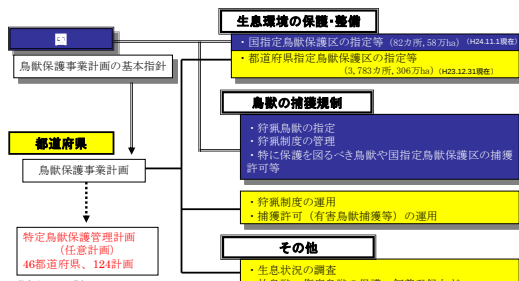
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の主な変更

- W28 (1995) 年 狩猟法制定**
T7 (1918) 年 全部改正 ※現行制度の原型 【狩猟鳥獣の指定】
S38 (1963) 年 改正 ※「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改名 【鳥獣保護事業計画制度創設】
H11 (1999) 年 改正 【特定鳥獣保護管理計画制度創設】
【国と都道府県の役割の明確化：地方分権】
 （※捕獲許可は原則、都道府県の自治事務として実施。）
H14 (2002) 年 全部改正 【基本指針の策定】 【ひらがな口語体へ】
 （※国は、都道府県が策定する鳥獣保護事業計画に対する技術的助言。）
H17 (2005) 年 税源移譲 【鳥獣等保護事業費補助金：約1億円】
 （※三位一体の改革により、都道府県向け補助金を全て地方へ。
 （交付金は創設せず、国は「コウ」作成や広域の取組推進等を自ら実施。）
H18 (2006) 年 改正 【狩猟規制の見直し】 【保全事業の実施】
 （※・体罰区でのシカ等の狩猟の特例を措置。
 ・狩猟免許を取得しやすくするため網免許、わな免許に分割。
 ・捕獲者の増加等を図るため、捕獲等に関する人材育成事業を開始。）

国から都道府県へ権限等を委譲し、地域の取組を地域が主体的に実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の体系

- 【鳥獣法の目的】**
 ○ 鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による被害の防止、猟具の使用に係る危険の予防
 生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与



※数字は2024.12.1現在

狩猟・有害捕獲・個体数調整

○ 野生鳥獣の捕獲は原則禁止。ただし、以下の場合は可能。

- 狩猟 狩猟鳥獣を、狩猟期間に、定められた手法で捕獲。
- 有害捕獲 農作物等の被害防止のため、都道府県知事等の許可を受けて捕獲。
- 個体数調整 特定計画の達成を図るため、都道府県知事等の許可を受けて捕獲。

区分	狩猟	有害捕獲	個体数調整
定義	狩猟期間に法定猟法により狩猟鳥獣を捕獲等（捕獲又は殺傷）	農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵採取等を行うこと	特定計画に基づき個体の調整の目的で、科学的かつ計画的に鳥獣の捕獲又は鳥獣の卵の採取等を行うこと
対象鳥獣	狩猟鳥獣（49種）	鳥獣及び卵	特定鳥獣
捕獲及び採取の事由	問わない	農林水産業等の被害防止のため（第22条）	特定計画の達成を図るため
個別の手続き	不要（狩猟免許の取得、毎年度猟期前の登録が必要）	許可申請が必要 申請先：都道府県知事等	許可申請が必要 申請先：都道府県知事等
資格要件	狩猟免許及び狩猟者登録を受けた者	原則として狩猟免許を受けた者	原則として狩猟免許を受けた者
捕獲できる時期	狩猟期間 第11 ・北海道以外 11月15日～2月15日 ・北海道 10月1日～1月31日	許可された期間 （年単位でも可能）	許可された期間 （年単位でも可能）
方法	法定猟法（網・わな銃、銃撃）	方法は問わない （禁止猟法等については制限あり）	方法は問わない （禁止猟法等については制限あり）

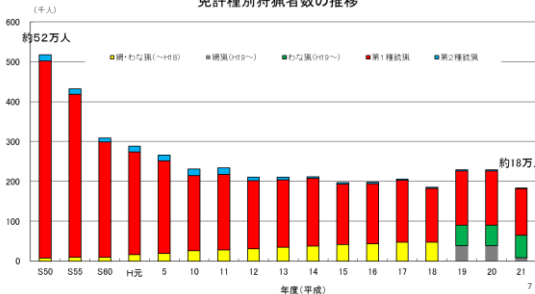
注1) 特定計画策定により延長している場合がある。

注2) 被害が現に発生している場合だけでなく、被害等のおそれがある場合についても、地域の実情に応じて予防的な有害鳥獣捕獲は認められる。

■ 狩猟者数の推移(免許種別)

狩猟免許所持者は年々減少しており、平成21年度は約18万人、最近30年間で約4割に減少

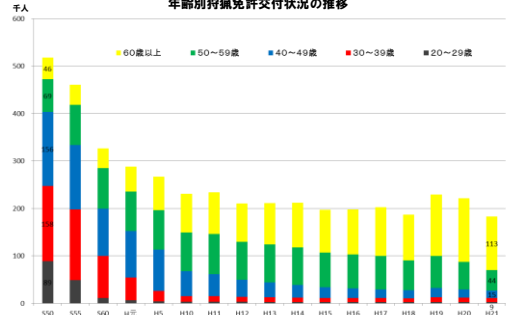
免許種別狩猟者数の推移



■ 狩猟者数の推移(年代別)

高齢者の占める割合が高くなっており、平成21年度では60歳以上の割合が約6割

年齢別狩猟免許交付状況の推移



■ イノシシの生息分布と捕獲の状況



- ・体重60～100kg(個体差が大きい)
- ・年1度、産仔数2～7頭
- ・特定のなわばりを持たない。
- ・獲体票30cm以上が70日以上続く地域、森林面積率40%以下の地域が分布制限要因

■ ニホンジカの生息分布と捕獲の状況



- ・北海道～兵庫の北日本グループと、それ以外の南日本グループに分かれる。
- ・初産2歳、最長寿命は15～20年。
- ・1仔を出産。
- ・一夫多妻。
- ・パッチ状に草地が入り込んだ森林地帯に多く生息。

■ ニホンザルの生息分布と捕獲の状況



- ・北海道、茨城、沖縄を除く1都2府41県に分布。
- ・数十～百頭程度の群れで生活。
- ・行動圏は数十平方kmで広葉樹林帯を中心に生息。
- ・メスは5歳頃から出産。

本日の主な内容

- 鳥獣行政の現状
- 特定鳥獣保護管理計画制度の概要
- その他
 - ①広域的な取組
 - ②被害対策(鳥獣被害防止特措法)
 - ③今後に向けて

特定鳥獣の保護管理

平成11年の改正により、「特定鳥獣保護管理制度」を創設。

【背景】

- 北海道東部や日光地域等の著しく増加したシカやイノシシ、サルによる農林業・生態系被害が深刻化
- 農林業・人身被害などを引き起こしつつも、生息域が地域的に分断され、地域個体群としての絶滅が危惧されているツキノワグマ個体群の安定的維持の必要性

特定鳥獣保護管理計画（１）

- 計画のねらい
地域個体群の長期にわたる安定的維持
- 策定主体
都道府県が策定（任意計画）
- 対象
シカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種の地域個体群、またはクマ等の地域的に著しく減少している種の地域個体群

特定鳥獣保護管理計画（２）

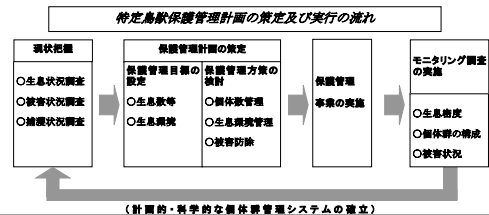
【計画達成のための三本柱】

- 個体群管理
地域の事情に応じた必要な狩猟制限等の設定
- 生息環境管理
生息環境の保全、生息環境の整備
- 被害防除対策
被害防除対策の実施

特定鳥獣保護管理計画（３）

【特定鳥獣保護管理計画とは】

- 計画のねらい： 地域的に著しく増加している種等について、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、生態系や農林業被害の軽減等を図るため、科学的・計画的な保護管理を推進する
- 策定主体： 都道府県が策定（任意）
- 対象： シカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種、またはクマ等の地域的に減少し絶滅のおそれが生じている種
- 計画達成の手段： ①個体数管理、②生息環境管理、③被害防除対策の3本柱の事業を総合的に実施



特定計画を策定した場合の狩猟の特例措置

○基準の特例（特定計画を策定した場合）

- 環境大臣が定める制限の一部解除
（頭数制限（1日あたりの捕獲頭数）、猟法の制限（くくりわなの直径）の解除など）
- 猟期の延長（法2条の範囲内）
- 休猟区における（特定鳥獣の）狩猟

特定計画作成に係る技術的助言

- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）－ 2010年作成
- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）－ 2010年作成
- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）－ 2010年作成
- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンカモシカ編）－ 2010年作成
- 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）－ 2010年作成
- 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（カワウ編）－ 2004年作成

特定計画の策定状況（24年12月）

鳥 獣 種	策定都道府県数
イノシシ	36府県
ニホンジカ	36都道府県（39地域）
ニホンザル	19府県
ツキノワグマ	21府県
ニホンカモシカ	7県
カワウ	2県

本日の主な内容

- 鳥獣行政の現状
- 特定鳥獣保護管理計画制度の概要
- その他
 - ① 広域的な取組
 - ② 被害対策（鳥獣被害防止特措法）
 - ③ 今後に向けて

20

広域での取組

- 都道府県をまたいで生息する個体群（カワウ、シカ、クマ等）について、連携して対策を取る必要
- 広域的な取組の例
 - ・ カワウについて、関東地域、中部・近畿地域において広域協議会・広域指針
 - ・ ツキノワグマについて、白山・奥美濃地域において広域協議会・広域指針
 - ・ ツキノワグマについて、島根、広島、山口が合同で特定計画を策定

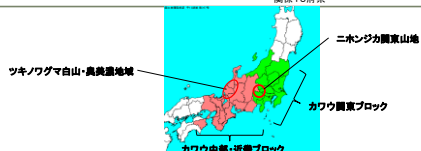
広域保護管理の取組事例

- 【ツキノワグマ】**
 ○白山・奥美濃地域
 H20.11 白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会設立
 H21.3 白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域指針作成
 【参加団体等】
 国（環境省、林野庁）
 関係5県（富山、石川、福井、岐阜、滋賀）
 関係者関係団体、林業関係団体等

【カワウ】
 ○関東ブロック
 H17.4 関東カワウ広域協議会設立
 H17.11 関東カワウ広域指針作成
 【参加団体等】
 国（環境省、水産庁、国交省）
 関係11都府県

【ニホンジカ】
 ○関東山地
 H19.4 取組開始
 H22.3 関東山地ニホンジカ広域指針作成
 H24.3 広域指針改訂
 【参加団体等】
 国（環境省、林野庁）
 関係6県（群馬、埼玉、東京、長野、山梨、神奈川（※））※オブザーバー

○中部・近畿ブロック
 H18.5 中部近畿カワウ広域協議会設立
 H19.3 中部近畿カワウ広域指針作成
 H24.4 広域指針改訂
 【参加団体等】
 国（環境省、水産庁、国交省）
 関係15府県

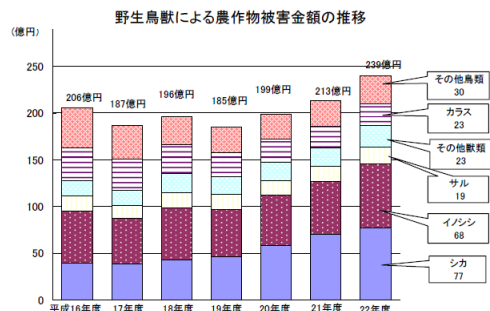


本日の主な内容

- 鳥獣行政の現状
- 特定鳥獣保護管理計画制度の概要
- その他
 - ① 広域的な取組
 - ② 被害対策（鳥獣被害防止特措法）
 - ③ 今後に向けて

23

被害対策



鳥獣被害防止特措法

- 深刻化する鳥獣被害に対し、鳥獣による農林水産業等に関する被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農産漁村地域の振興に寄与することを目的として制定（平成20年2月施行）
- 市町村による被害防除計画の策定（23年度末までに1199市町村で策定）
- 鳥獣害防止総合対策事業（農林水産省予算）
- 鳥獣保護法の各種計画との整合を規定
- 鳥獣保護法に基づく狩猟税の減免を規定

鳥獣被害防止特措法

■ 目的

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
23年度末までに1,199市町村で策定

（具体的な措置）

- 権限委譲：都道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための捕獲許可の権限を行使
- 財政支援：地方交付税の拡充、補助事業による支援など、必要な財政上の措置
- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け（平成23年4月現在87）、民間の隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置等を措置
- 鳥獣保護法との関係：各種計画との整合を規定、狩猟税の減免を規定

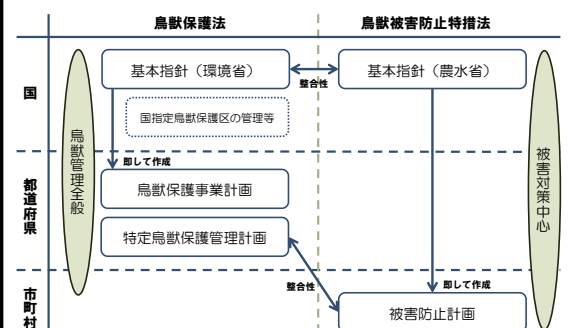
25

本日の主な内容

- 鳥獣行政の現状
- 特定鳥獣保護管理計画制度の概要
- その他
 - ①広域的な取組
 - ②被害対策（鳥獣被害防止特措法）
 - ③今後に向けて（まとめ）

27

鳥獣法制における国・都道府県・市町村の役割



地方分権が進む中で、国、都道府県、市町村の連携が重要

28

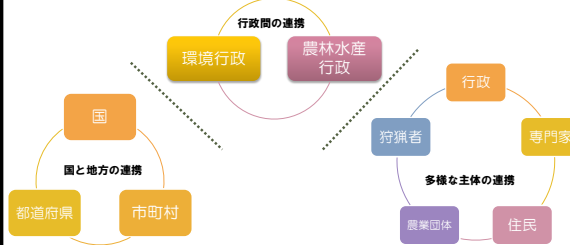
今後に向けて1

- 狩猟者の減少、高齢化によって捕獲の担い手が不足
 - ➡ 担い手の確保に向けた取組
 - ・ 若者や自治体職員の狩猟免許取得の促進や狩猟者の技術向上（研修の実施、人材登録事業、地域ぐるみでの捕獲推進、フォーラム開催等）
- 特定鳥獣保護管理計画の目標を早期に達成することが必要
 - ➡ 捕獲数の拡大に向けた取組
 - ・ 地域の特性に応じた大規模かつ効率的な捕獲手法の開発（大型囲いわな、高度な射撃技術の実証等）
- 都道府県域をまたいで広域に分布・移動する鳥獣に対する適切な保護管理が必要
 - ➡ 複数の自治体が協力する広域的取組
 - ・ 広域協議会の設置や広域保護管理指針の策定（情報の共有化、効果的な対策の推進等）

今後に向けて2

国、都道府県、市町村等の行政、狩猟者、地域住民、専門家の連携強化

鳥獣管理には、多様な主体が関与することから、様々な段階での連携強化が重要。



おまけ

31

■ 鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視結果の概要

1 調査概要

- シカ、イノシシ等の鳥獣による農林水産業等への被害が全国的に発生し、深刻化(平成22年度:被害金額239億円で過去最高)
- 農林水産省は、鳥獣被害緊急総合対策(鳥獣被害防止総合対策交付金事業等)などにより、また、環境省は、被害防除対策を含む鳥獣保護管理について、都道府県・市町村を支援
- 鳥獣被害防止対策の効果的な実施を推進する観点から、鳥獣の生息状況、農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査(平成23年9月～11月全国実地調査)

2 主な調査結果及び勧告

(1) 鳥獣被害防止対策の計画的・効果的な実施

① 被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査の実施

- ・従来から鳥獣の生息状況調査を実施している都道府県において、予算の制約、専門家不足などにより必要な調査ができない例などあり

② 鳥獣被害状況の的確な把握等

- ・被害状況の把握が市町村により様々な方法で行われ、過大・過小な把握結果となる例あり

③ 被害防止計画の内容の妥当性確保

- ・市町村の被害防止計画における捕獲計画数等が、都道府県全体の捕獲目標数と整合していない例や鳥獣の生息状況、被害状況に基づかないものとなっている例などあり

④ 広域的な被害防止対策の推進

- ・市町村が個別に行っている捕獲や追い払い等で被害地域が拡大するなど、複数の市町村が連携・共同して対策を実施することが望ましい例あり

勧告

次のような措置を講ずることにより、市町村における効果的な被害防止対策の実施を促進

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用、必要な技術的助言などにより、鳥獣の生息状況の詳細な調査の実施を推進(農林水産省、環境省)
- ② 農作物被害の実態について、都道府県及び市町村の過度な負担とならない程度に、合理的な被害金額等の算出・把握が行われるように支援(農林水産省)
- ③ 被害防止計画が、県の捕獲目標数と整合し、生息状況や被害状況等に基づく妥当な内容となるよう、市町村及び都道府県に対し、必要な助言(農林水産省、環境省)
- ④ 関係市町村や都道府県が共同して行う広域的な取組の支援を強化(農林水産省、環境省)

(2) 適切な捕獲許可審査等による鳥獣保護・管理の的確な実施

- ・都道府県から権限が委譲されている市町村において、また、国の出先機関(地方環境事務所)において、被害防止のための捕獲許可申請に対する審査が不適切な例あり

勧告

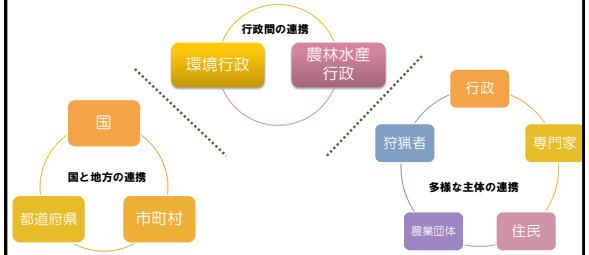
- 都道府県から権限を委譲された市町村において、捕獲許可申請及び審査が適切に行われるよう助言(環境省)
- 捕獲許可申請者の適格性の確認が適切に行われるよう、申請様式の見直しや指導などの必要な措置を実施(環境省)

33

今後に向けて2

国、都道府県、市町村等の行政、狩猟者、地域住民、専門家の連携強化

鳥獣管理には、多様な主体が関与することから、様々な段階での連携強化が重要。



ご静聴ありがとうございました

ニホンザルの特定計画の 策定状況等

一般財団法人自然環境研究センター 滝口正明

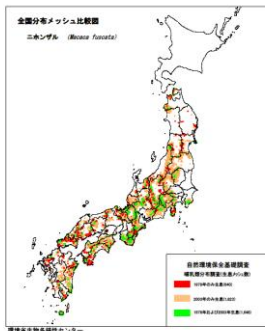
本日の内容

1. ニホンザルの現状
2. 特定計画の策定状況
3. 特定計画の必要性
4. 特定計画の課題

1. ニホンザルの現状

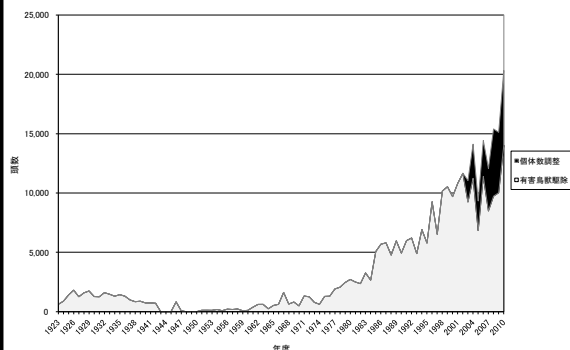
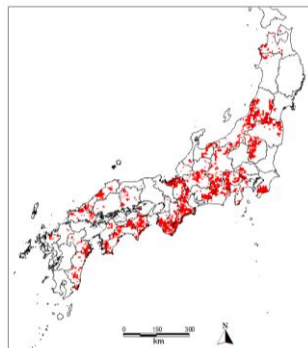
ニホンザルの分布状況

- ニホンザルは、北海道、茨城県、長崎県、沖縄県の4道県を除く、43都府県に生息する
- 岩手県、大阪府は分布が限定的



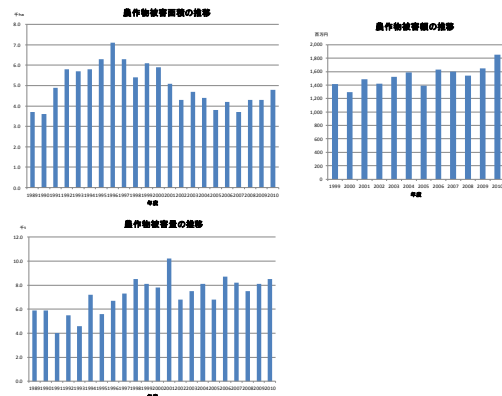
ニホンザルの捕獲状況

- ニホンザルの捕獲位置
2007年から2010年までに野生鳥獣情報システム(WIS)に報告されている狩猟、有害鳥獣捕獲および特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲位置情報をもとに作図
- 群馬県、兵庫県、熊本県、鹿児島県からの情報はなし。
- 鳥獣統計の情報から、ニホンザルが分布する全ての都府県では捕獲が実施されている。



全国のニホンザルの捕獲数の推移(捕獲目的別)

ニホンザルによる農作物被害の状況



2. 特定計画の策定状況

ニホンザルの特定管理計画の策定状況

- ニホンザルの特定鳥獣保護管理計画は、平成24年4月1日現在、19府県が策定している。
- 和歌山県では計画期間は終了しているが、その趣旨を踏まえた保護管理が継続。ただし内容は、外来種タイワンザル対策であり、ニホンザルについては策定されていない。

都道府県	ニホンザル	イノシシ	サルの種類	特定管理計画の策定状況
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
徳島県				
高松県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長門県				
大分県				
熊本県				
鹿児島県				
沖縄県				

ニホンザルの特定計画の策定率

- 全国 44.2% 19/43
- 東北地方 83.3% 5/6(岩手県は分布が限定)
- 関東地方 66.7% 4/6(茨城県を除く)
- 中部地方 66.7% 6/9
- 近畿地方 42.8% 3/7(大阪府は分布が限定)
- 中国地方 0% 0/5
- 四国地方 0% 0/4
- 九州地方 16.7% 1/6(長崎県、沖縄県を除く)

- 西日本(主に中国、四国、九州)では、ニホンザルの特定計画が策定されていない県が多い。
- ニホンジカ、イノシシに比べて、ニホンザルの特定計画の策定率は低い。

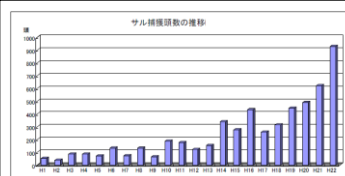
サルの特定計画が策定されにくい理由

- ニホンザルの個体群管理は、シカ、イノシシとは異なり、密度管理や単純な個体数管理ではなく、群れの管理が基本。
- ニホンザルは狩猟獣ではないため、シカやイノシシのように、特定計画を策定しても、狩猟による捕獲数の枠を増やすなどの対応が取れない。
- 特定計画を策定するメリットがないと捉えられているか？

ニホンザルの特定計画未策定県の一例

〇〇県鳥獣被害防止対策基本方針(H19年3月)より
「ニホンザルについては、その行動特性から、個体数(捕獲数)管理を主体とする保護管理計画策定のメリットは少なく、本県では集落ごとの防護対策を主体に推進しています。」

※ニホンジカ、イノシシについては、特定計画策定済み



4. 特定計画の課題

県・年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H17	H18	H20	H21	H22	H24	H25	H27	H28
特定計画															
05 東倉庫															
06 宮城庫															
07 秋田庫															
08 山形庫															
09 福島庫															
10 群馬庫															
11 千葉庫															
12 茨城庫															
13 埼玉庫															
14 神奈川庫															
15 東京庫															
16 山梨庫															
17 石川庫															
18 山梨庫															
19 長野庫															
20 新潟庫															
21 富山庫															
22 石川庫															
23 福井庫															
24 岐阜庫															
25 愛知庫															
26 岐阜庫															
27 岐阜庫															
28 岐阜庫															
29 岐阜庫															
30 岐阜庫															
31 岐阜庫															
32 岐阜庫															
33 岐阜庫															
34 岐阜庫															
35 岐阜庫															
36 岐阜庫															
37 岐阜庫															
38 岐阜庫															
39 岐阜庫															
40 岐阜庫															
41 岐阜庫															
42 岐阜庫															
43 岐阜庫															
44 岐阜庫															
45 岐阜庫															

・福島県、新潟県を除き、計画は2期目以降に入っている。

ニホンザルの特定計画を進めていく上での課題

- ・特定計画制度の普及
- ・県部局間の連携(鳥獣行政部局と農政部局)
- ・県と市町村との連携(実行計画の位置づけと特措法に基づく計画の整合)
- ・地域内、地域間の連携(対策への温度差、意識の統一)
- ・モニタリングに基づく科学的・客観的な現状把握と結果の評価(評価体制の整備、計画の形骸化防止)
- ・被害のモニタリング(集落単位での被害の実態把握)
- ・普及啓発(集落、地域ぐるみの被害防除と環境管理の普及、捕獲だけでは被害は軽減しないことの啓発 等)
- ・効率的な個体数調整方法の確立